

菅直人内閣総理大臣とジョージ・ソロス氏との会談に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月九日

浜田 和幸

参議院議長 西岡 武夫殿

菅直人内閣総理大臣とジョージ・ソロス氏との会談に関する質問主意書

菅直人内閣総理大臣は、平成二十三年一月二十九日（現地時間）、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）に出席するため訪問したスイスにおいて、アメリカの著名な投資家であるジョージ・ソロス氏と会談した。

菅総理大臣は、ソロス氏との会談において、同氏が関与しているインドネシアの森林保全計画に日本政府が支援を検討することを確認した。

そこで以下のとおり質問する。

一 インドネシアの森林保全計画に関連して、菅総理大臣は、政府とソロス氏が共同して開発途上国の森林保全事業を支援する基金を立ち上げる構想を持っていると報じられたが、政府にはかかる基金をソロス氏と共同して立ち上げる予定があるのか。政府の見解を示されたい。

二 政府がソロス氏と共同して開発途上国の森林保全事業を支援する基金を立ち上げる場合、政府がかかる基金に出資するための財源は平成二十一年に鳩山由紀夫内閣総理大臣（当時）が表明した「鳩山イニシアティブ」における総額百五十億ドルの開発途上国支援目的の資金なのか。あるいは他の財源があるのか。

政府の見解を示されたい。

三 政府がソロス氏と共同して開発途上国の森林保全事業を支援する基金を立ち上げ、利益が出なかった場合、政府は、出資割合に応じて基金から残金を回収できる見込みはあるのか。政府の見解を示されたい。

四 政府がソロス氏と共同して開発途上国の森林保全事業を支援する基金を立ち上げ、利益が生じた場合、政府は、出資割合に応じてソロス氏と当該利益を公平に分けることができるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。